

～ 手続きにあたってのお願い ～

1. 「届出事項変更届（兼 送付先指定等依頼書）」とともにご提出いただく確認書類

変更事項別にご提出いただく確認書類は以下のとおりです。

※ 投資信託口座をお持ちの方で、別途、「特定口座異動届出書(兼 告知書)」の添付書類として以下の確認書類をご準備いただく場合は、本届出書の確認書類と兼用できますので重複してご提出いただく必要はありません。

変更事項	ご提出いただく確認書類	ご注意（必ずお読みください）
住 所	<ul style="list-style-type: none"> ＜以下のいずれかの公的書類＞ 「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」の原本またはその写し ⇒ 発行後6カ月以内のもの 「個人番号カード(マイナンバーカード)」の表面の写し ⇒ 有効期限内のもの 「運転免許証」または「運転経歴証明書」の写し（いずれも両面とも） ⇒ 有効期限内のもの 「在留カード」または「特別永住者証明書」の写し（いずれも両面とも） ⇒ 有効期限内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の住所が記載されていることをご確認ください。なお、「特定口座異動届出書(兼告知書)」の添付書類と兼用とする場合は、変更前および変更後の送付の住所の記載があるものに限りません。 「住民票記載事項証明書」は、「特定口座異動届出書(兼告知書)」の添付書類と兼用できません。 「住民票の写し」とは、公的機関から発行される原本であってコピーのことではありません。 本籍地、個人番号(マイナンバー)、住民票コードの記載のないものをご提出ください。記載がある場合は、ご家族の分も含め、すべて見えないように塗りつぶしてください。 「個人番号カード(マイナンバーカード)」は、表面のみコピーしてください(裏面のコピーは提出不要です。) 「運転免許証」の免許条件欄にある保健医療情報の記載は見えないように塗りつぶしてください。
氏 名	<ul style="list-style-type: none"> ＜以下のいずれかの公的書類＞ 「戸籍全部事項証明書(謄本)」、「戸籍個人事項証明書(抄本)」、もしくは「戸籍の附票の写し」の原本またはその写し ⇒ 発行後6カ月以内のもの 「住民票の写し」の原本またはその写し ⇒ 発行後6カ月以内のもの 「個人番号カード(マイナンバーカード)」の表面の写し ⇒ 有効期限内のもの 「運転免許証」または「運転経歴証明書」の写し（いずれも両面とも） ⇒ 有効期限内のもの 「在留カード」または「特別永住者証明書」の写し（いずれも両面とも） ⇒ 有効期限内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 改姓・改名の事実(旧氏名の表示)が記載されているものに限りません。 「住民票の写し」とは、公的機関から発行される原本であってコピーのことではありません。 本籍地、個人番号(マイナンバー)、住民票コードの記載のないものをご提出ください。記載がある場合は、ご家族の分も含め、すべて見えないように塗りつぶしてください。 「個人番号カード(マイナンバーカード)」は、表面のみコピーしてください(裏面のコピーは提出不要です。) 「運転免許証」の免許条件欄にある保健医療情報の記載は見えないように塗りつぶしてください。
印 鑑	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証明書の原本 ⇒ 発行後6カ月以内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 原本に限りません。
電 話 番 号	不要	—
Eメールアドレス	不要	—
勤 務 先	不要	<ul style="list-style-type: none"> 転勤等による勤務地の変更の場合もお届けください。
職 業	不要	—

* 変更事項が複数にわたる場合には、各変更事項に対応する確認書類のご提出が必要です。ただし、同じ内容の書類を重複してご提出いただく必要はありません。

2. 「送付先指定・変更依頼」がある場合にご提出いただく確認書類

契約の住所(住民登録上の住所)以外の場所で、当社からの送付物の受け取りをご希望の場合には、「送付先指定等依頼書」の欄に必要事項をご記入ください。この場合、次の「送付先区分」に応じてご提出いただく確認書類が必要です。確認書類をご提出いただけない場合は、「送付先指定・変更」の受け付けはできません。

なお、ご指定いただける「送付先」は、「お客さまが現在お住まいの住居(「現住居」といいます。)」または「勤務先」に限ります。

送付先区分	ご提出いただく確認書類	ご注意（必ずお読みください）
「現住居」を送付先として指定・変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ＜以下のいずれかの書類＞ 各種公共料金(電気、ガス、水道、電話(携帯電話を除く)、NHK)の領収証書等の写し(発行日後3カ月以内のもの) 国税もしくは地方税の領収証書の写しまたは納税証明書の写し(発行日後6カ月以内のもの) 社会保険料の領収証書の写し(発行後6カ月以内のもの) 「健康保険証」の写し(有効期限内のもの) 「運転免許証」または「運転経歴証明書」の写し(有効期限内のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 現在お住まいの住所が明記されている左記のいずれかの書類をご提出ください。 「領収証書等」とは、「領収書」、「請求書」、「口座振替のお知らせ」など請求元事業者が発行するもので本人の氏名、住所および発行年月日の記載のあるものをいいます。 クレジット会社等が発行する明細書や請求書は、本人の氏名、住所の記載があっても確認書類とはなりません。
「勤務先」を送付先として指定・変更する場合	不要	—

◆ 送付先の指定にあたって、特にご注意ください事項

当社が送付先指定を受け付けて処理を完了した場合は、以後の当社からの送付物は、ご指定いただいた送付先に送付させていただきます。ただし、「ローンカード」、「カード暗証番号のご通知」、「ログインIDのご通知」、「ログイン仮パスワードのご通知」、「お客さまカード」および「口座利用仮パスワード」は、送付先指定いただいた場合であってもご自宅(住民登録上の住所または現住居)へ送付しますのでご注意ください。また、「勤務先」を送付先として指定いただいた場合、「ローンのご返済が滞った場合の通知等」も当該勤務先へ送付します。